

再エネ海域利用法に係るQ&Aについて

質問		回答
第2章 公募対象とする事業の要件 ※本Q&Aにおいて「第●章」「別添●」などあるのは、令和2年4月にパブリックコメントを開始した長崎県五島市沖公募占用指針案の当該箇所を示します。		
(1) 2) 発電設備の量の基準（法第13条第2項第4号）		
1-1	-20%以上の 変更	<p>公募占用計画の認定後、出力の量の変更は可能か（例えば、海底地形等の詳細調査や環境アセスメントの結果によって設置基数が減ってしまった場合など）。この際、-20%以上の変更も認められるのか。</p> <p>公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること等、再エネ海域利用法第18条第2項に定める基準に適合する場合は、出力の量の変更の認定を受けることが可能です。</p> <p>環境アセスメント等の結果によって出力を変更せざるを得ない場合は、その詳細な理由を確認し、やむを得ない事情があるかどうか等を確認することとなります。</p> <p>なお、上記に該当する場合には-20%以上の出力の変更も可能です。</p>
(3) 3) 調達期間について		
1-2	調達期間の 短縮	<p>事業開始時期を自ら設定し、当該開始時期がずれた場合は調達期間を短縮するとしているが、環境アセスメントの結果に基づく事業開始時期の変更などが生じた場合は、事業開始時期の変更は認められ、また、調達期間は短縮されないと考えてよいか。</p> <p>公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること等、再エネ海域利用法第18条第2項に定める基準に適合する場合は事業の開始時期を変更することは可能です。</p> <p>ただし、公募選定時に迅速性や事業実現性を含めて評価することとなり得るため、安易に運転開始期限日を変更することは認めるべきではありません。このため、初めて認定を受けた公募占用計画に記載されている運転開始時期から遅滞があった場合は、公募占用計画の変更の認定を受けた場合であっても、遅滞があった期間について、調達期間が短縮されることとなります。</p> <p>環境アセスメント等の調査実施期間を含め、余裕をもったスケジュールで運転開始時期を設定するようにしてください。</p>
第5章 公募参加のための手続		
(1) 1) 公募参加資格		
2-1		<p>海洋工事の実績については、コンソーシアムとして参加する場合は、コンソーシアムメンバーのうちの1者が実績を有すれば良いのか。</p> <p>海洋工事の実績については、海洋工事の役割を担う者（協力企業を含む。）が少なくとも1社実績を有すれば良いこととなります。</p>
2-2	別添4の2 (2) 海洋 土木工事に 係る実績の 範囲等につ いて	<p>海洋工事の実績については、親会社や子会社の実績は、対象となるのか。</p> <p>海洋工事の実績については、海洋工事の役割を担う者（協力企業を含む。）の自らが施工した実績のみ対象となります。</p>
2-3		<p>海洋工事の実績について、「公募開始の日前10年以内に行われた実績」とは公募開始時点で建設を行っている実績でもよいのか。</p> <p>海洋土木工事の実績は、公募開始の日前10年以内の期間に工事が完了している実績となります。</p>

2-4		SPCで参加する場合は、SPC構成員の海洋工事の実績を使えるのか	SPC構成員の実績を活用したい場合は、公募占用計画に構成企業を明記いただければ、それぞれの実績を活用することが可能です。
2-5	SPCで参加する場合の扱い。	SPCで参加することは可能なのか。この場合は、SPCの構成員についても参加資格を満たすかどうかを確認されることとなるのか。	SPCとして公募に参加することは可能です。この場合、SPCの構成企業も参加資格（ただし、別添4の2(1)を除く。）を満たすかどうかを確認することとなります。
2-6		事業者選定後にSPCの構成企業に変更がある場合は、参加資格を満たすことは確認されるのか。	公募参加時にSPCの構成企業の参加資格（ただし、別添4の2(1)を除く。）を確認しますので、SPCの構成企業に変更があった場合は同様に参加資格（ただし、別添4の2(1)を除く。）を確認することとなります。
2-7	金融機関に係るLOIについて	「想定する金融機関の国内におけるプロジェクトファイナンス等の融資実績及びLOIがあること」とあるが、LOI等には金額を記載する必要があるのか	金融機関のLOI自体には金額を記載する必要はありません。

2-8	3 (3) オ 資本関係と 人的関係に ついて	<p>参加資格に、公募に参加しようとする者との間に資本関係、人的関係がある者に該当しないことが求められているが、具体的な「資本関係・人的関係」の範囲はどこまでか。</p>	<p>以下の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合となります。</p> <p>(1) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。 ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>(2) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ニ会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記 (1) 又は (2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>
2-9		<p>上記の資本的関係・人的関係についての考え方の中で「(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合」のうち、「(1) 又は (2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合」とあるが、具体的にはどのような場合に該当するのか。</p>	<p>例えば、公募前に (2) に該当する役員を変更し、公募後に元に戻すなど、公募期間中のみ (1) (2) に該当しないように措置するといった行為が該当します。</p>

2-10		申請主体（計画提出者）として参加している公募に関して、SPCへの参加や直接出資しない構成企業（協力企業）として、別の申請主体が提出する計画に参加すること（複数の場合も含め）は可能か	コンソーシアムの構成員として複数のプロジェクトに参加することはできませんが、協力企業として参加することについては制限はありません。
------	--	--	---

第8章 選定事業者を選定するための評価の基準について

(2) 評価の配点及び採点方法について

3-1	トップランナーの数について	トップランナーは必ず1者いるのか。	第三者による意見も踏まえ、その他の区域の公募など国内洋上風力をとりまく状況等から鑑みて、本公募においてトップランナーに該当する者がいないと判断する場合があります。
-----	---------------	-------------------	---

第6章 公募占用計画に記載すべき事項

(1) 2) 占用の区域及び占用の期間

4-1	海底ケーブルの占用の区域	海底ケーブルの位置は事業者が自由に決められるのか	<p>①促進区域内においてケーブルの位置を変更したい場合 公募参加時点においては、公募占用指針に示した海底ケーブルの位置を想定して計画を提出して頂きますが、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があることと等、再エネ海域利用法第18条第2項に定める基準に適合する場合は、変更の認定を受けることが可能です。</p> <p>②促進区域外にケーブルの位置を変更したい場合 促進区域の変更が伴うケーブル位置の変更については、再エネ海域利用法第8条第7項の規定により区域指定に係る手続きを準用することとなります。</p>
4-2	占用の範囲の変更	建設や維持管理に際して、法第13条第2項の占用の区域～法第14条第2項第1号の占用の範囲で、法第17条第2項の占用の範囲を変更できるか	公共の利益のいっそうの増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があることと等、再エネ海域利用法第18条第2項に定める基準に適合する場合は変更することは可能です。

第9章 選定事業者の選定後に行う手続きについて

(7) 占用許可に係る事項について

5-1	占用許可の条件について（漁業者への事前了承）	「占用許可の申請までに書面にて協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること」とあるが、公募占用指針等に示された内容及び公募占用計画を遵守する限り、関係漁業者の了解を得られるものと理解してよいか。	長崎県五島市沖における協議会意見のとりまとめ（別添2）において、「協議会は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、発電事業の円滑な実施を妨げることなく、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備及び附属設備の整備に係る海域の利用について了承するものである」とされています。
-----	------------------------	---	---

第10章 その他

(1) 公募占用計画の認定の取り消し

6-1	認定取り消し	取り消し後の新たな事業者選定の公募の開催有無	選定事業者の占用許可の取り消し等を行った場合は、原則、再公募の実施等を検討することとなります。
-----	--------	------------------------	---